

岐阜県公報

目次

教育委員会規則

岐阜県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

(教育総務課)

一

教育委員会訓令甲

岐阜県教育委員会公文書規程の一部を改正する訓令

(教育総務課)

二

教育委員会教育長訓令甲

岐阜県教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

(教育総務課)

二

教育委員会規則

岐阜県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年四月一日

岐阜県教育委員会

教育長 松 川 禮 子

岐阜県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

岐阜県教育委員会事務局組織規則(昭和三十八年岐阜県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第三条の表教職員課の項に次の一号を加える。

十三 女性教職員の活躍の推進に関する事。

第八条の十二を第八条の十三とし、第八条の八から第八条の十一までを一条ずつ繰り下げ、第八条の七第一項中「生徒指導企画監」を「学校安全企画監及び生徒指導企画監」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加え、同条を第八条の八とする。

2 学校安全企画監は、学校安全その他特に命ぜられた事務を処理する。

第八条の六を第八条の七とし、第八条の五の次に次の一条を加える。

2 女性教職員活躍推進監は、女性教職員の活躍の推進その他特に命ぜられた事務を処理する。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会訓令甲

岐阜県教育委員会訓令甲第一号

事務局一般
各教育機関

岐阜県教育委員会公文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年四月一日

岐阜県教育委員会

教育長 松 川 禮 子

岐阜県教育委員会公文書規程の一部を改正する訓令

岐阜県教育委員会公文書規程（昭和四十四年岐阜県教育委員会訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

別表中

「岐阜本巣特別支援学校

岐本特

を

「岐阜本巣特別支援学校

岐本特

羽島特別支援学校

羽特

に改める。

附 則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

教育委員会教育長訓令甲

岐阜県教育委員会教育長訓令甲第一号

事務局一般
各教育機関

岐阜県教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年四月一日

岐阜県教育委員会

教育長 松 川 禮 子

岐阜県教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県教育委員会事務決裁規程（昭和五十一年岐阜県教育委員会教育長訓令甲第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第十三号中「第八条の十一第一項」を「第八条の十二第一項」に改める。

第四条第八号中「異議の申立」を削り、「不服申立」を「不服申立て」に改める。

別表第二十の項を削る。

附 則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

平成二十八年四月一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編 集

岐阜市三輪ふりんどびあ十三一
岐阜文芸社